

滋賀県観光情報Webサイト広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(公社)びわこビジターズビューロー(以下「ビューロー」という。)が管理する滋賀県観光情報Webサイト(以下「Webサイト」という)のうち、観光情報トップページおよび法人・学校・エージェントトップページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者(以下「広告主」という。)の指定するWebサイトにリンクする機能を有するものをいう。

- 2 観光情報トップページとは、URLがhttp://www.biwako-visitors.jpで表示されるページをいう。
- 3 法人・学校・エージェントトップページとは、URLがhttp://www.biwako-visitors.jp/corp/で表示されるページをいう。

(広告の掲載位置および呼称ならびに枠数)

第3条 広告を掲載する位置および呼称ならびに枠数等は、別表1のとおりとする。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、滋賀県の観光物産振興として、公共性、品位および信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令に違反し、または違反するおそれのある広告
- (2)公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3)人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
- (4)選挙に関する広告
- (5)政治性のある広告
- (6)宗教性のある広告
- (7)社会問題についての意見広告
- (8)個人の氏名の名刺広告
- (9)誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10)主として人事募集を目的とする広告
- (11)責任の所在が不明確な広告
- (12)その他ビューローの財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

2 前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準(以下「掲載基準」という。)は、ビューローが別に定める。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類および規格等については、別表1のとおりとする。

2 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

- (1)閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたリするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2)閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(例)高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト(明度差)が強い画面の反転表示等

(3)実際には機能しないもの

(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4)その他広告の表現として適当でないとビューローが認めるもの

2 広告の制限事項等については、次のとおりとする。

(1)イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.4秒以上とする

(2)画面の反転表示および大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の対象は別表1のとおりとし、募集は直接的な広報およびWebサイト広報により隨時行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(1)一般も対象とする広告枠についてはビューロー会員

(2)早期の申込み

(3)新規の申込み

(4)公共性が高く、滋賀県の観光物産振興向上につながるもの

2 前項により広告枠に空きがある場合は、隨時募集を行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月曜日を起点とする1週間単位とし、広告の位置ごとに別表2のとおりとする。

2 掲載期間満了までに期間延長(更新契約)の申し込みがあった場合は、広告枠に空きがある場合次のとおり再掲載(更新契約)することができる。

(1)キャンペーンビュー広告は、2週間以上の間欠期間を経た週より

(2)(1)を除く種類の広告については、特に制限を設けない

3 広告の掲載を開始する日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する週の月曜日とし、原則として正午までに掲載を開始する。

4 広告の掲載を終了する日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する週の日曜日とし、原則として翌月曜日の正午までに掲載を終了する。ただし、キャンペーンビューおよびキャンペーンバナーは、掲載契約期間中であっても、原則として広告対象の催事等が終了した日の翌日正午までに掲載を終了する。

5 第3項および前項の規定にかかわらず、実際に広告掲載を開始または終了する正午に該当する日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、ビューローが別に定める。

6 第3項および第4項の規定にかかわらず、不測の事象により広告掲載開始日および広告掲載終了日が変則となることが予測される場合、その広告掲載開始日および広告掲載終了日は、ビューローが別に定めて当該広告主に通知する。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「滋賀県観光情報Webサイト広告掲載申込書」(様式第1号)により、ビューローに申し込むものとする。また、広告掲載期間の延長を希望する者は、同申込書により、改めてビューローに申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 ビューローは、前条の規定により申し込みがあった場合は、第4条、第5条、第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 ビューローは、前項の規定により決定したときは、「滋賀県観光情報Webサイト広告掲載(不掲載)通知書」により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、ビューローの指定する日までに次のとおり提出するものとする。

- (1) キャンペーンビュー広告およびインフォメーションビュー広告は、「広告原稿(画像)制作依頼書」(様式第2号)
 - (2)(1)を除く広告は、広告原稿(画像)
- 2 ビューローは、前項(1)の規定により提出された依頼書により、第11条に基づく料金で広告原稿(画像)を制作することができる。ただし、依頼書の内容が第4条または第5条の規定に反すると認められる場合は、広告主に対して依頼書の内容の修正を求めることができる。
- 3 第1項(2)の規定により提出する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 4 ビューローは、第1項(2)の対象となる広告主が広告原稿(画像)を提出できない場合、当該広告主から提出された「広告原稿(画像)制作依頼書」(様式第2号)により、第2項に準じて広告原稿(画像)を制作できるものとする。
- 5 ビューローは、第1項(2)により提出された広告原稿(画像)および前項の規定により提出された依頼書の内容が、第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料および制作料)

第11条 広告掲載料および制作料は別表2のとおりとする。

2 広告主は、原則として広告掲載料および制作料を、ビューローが指定する日までに、ビューローが発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 ビューローは、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により定められた日までに、広告原稿または広告原稿(画像)制作依頼書が提出されないとき
- (2) 前条第2項の規定により定められた日までに、広告掲載料および制作料が納付されないとき
- (3) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき
- (4) 第10条第2項または第5項により修正を求めた事項に対して、直ちに修正されないとき

- 2 ビューローは、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 ビューローは、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。未納の場合、広告主は原則として広告掲載料をビューローが指定する日までにビューローが発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(広告掲載の中止)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面によりビューローに申し出なければならない。
- 3 ビューローは、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。未納の場合、広告主は原則として広告掲載料をビューローが指定する日までにビューローが発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 ビューローは、第7条第4項の場合を含め、一旦納入された広告掲載料は原則として返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ビューローがWebサイトの運営を1週間を超えて停止した場合は、納付済み広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

(広告の変更)

第15条 広告主は、広告の掲載期間が4週間を超える場合に、当該広告原稿を原則として4週間単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめビューローに協議するものとし、第10条の規定に準じて広告原稿(画像)制作依頼書(様式第2号)または更新用広告原稿(画像)を提出するものとする。
- 3 ビューローは、前項により提出された依頼書により、第11条に基づく料金で広告原稿(画像)を制作することができる。ただし、依頼書の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して依頼書の内容の修正を求めることができる。
- 4 ビューローは、第2項の対象となる広告主が広告原稿(画像)を提出できない場合、当該広告主から提出された「広告原稿(画像)制作依頼書」(様式第2号)により、第3項に準じて広告原稿(画像)を制作できるものとする。
- 5 ビューローは、第2項により提出された依頼書および広告原稿(画像)の内容が、第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までにビューローに届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、ビューローと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関する必要な事項は、ビューローが別に定める。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。